

警察法の一部を改正する法律案(閣法第二号) (衆議院送付) 要旨

本法律案は、警察運営の効率化を図るため、警察庁の組織について、警備局に警備運用部を設置するとともに、中国管区警察局及び四国管区警察局を統合して中国四国管区警察局を設置する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、警察庁警備局に新たに警備運用部を設置し、同部の所掌事務を定める。

二、中国管区警察局及び四国管区警察局を統合して中国四国管区警察局を設置するとともに、管区警察局に警察支局を置くことができることとする。

三、警察庁長官官房の所掌事務に「所管行政に係る統計に関する事務の総括に関すること。」を加えるとともに、情報通信局の所掌事務のうち「犯罪統計を除く警察統計に関すること。」を削る。

四、この法律は、平成三十一年四月一日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。